**平成２４年（フ）第３０５号**
佐賀市朝日町７番４号
債務者　澁谷恵理子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３０９号**
佐賀県神埼市千代田町境原2091番地６
債務者　池田　利行
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３１０号**
佐賀市東佐賀町19番７号
債務者　石田真理子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３１４号**
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦142番地山口ハイツ203号
債務者　久家さゆり
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２５号**
佐賀市神野西３丁目３番40、住民票上の住所佐賀市鍋島町大字八戸1150番地19
債務者　古賀　　信
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第７３４号**
熊本市中央区帯山７丁目18番59号　ライフパークＢ103
債務者　原田　文子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７３５号**
熊本市中央区坪井６丁目17番８号
債務者　安藤　正美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７４０号**
熊本県上益城郡益城町大字広崎737番地１ペアレントハイツ203
債務者　舞永　博昭
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５１号**
熊本市東区月出２丁目１番７号
債務者　内田　隆司
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７６４号**
熊本市南区上ノ郷１丁目５番10号　プレジール上ノ郷Ａ202、前住所熊本県八代市豊原下町4127番地１
債務者　宮田　ルミ
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７６６号**
熊本市中央区帯山７丁目９番35号　吉川ハイツＡ棟201号、前住所熊本市北区龍田１丁目11番36号　スリーエス龍田103
債務者　高倉　美穂
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１号**
熊本市南区田迎５丁目８番13号　エスティアムタカヒロ201
債務者　本田　美鈴
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２０２号**
茨城県取手市片町345番地　704、前住所茨城県つくばみらい市田村403番地12　（紫峰ヶ丘３丁目517街区２画地）メゾンドアヴェニールＣ103
債務者　二見　あき（旧姓江尻）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２０３号**
茨城県取手市白山５丁目13番５―218号
債務者　横山　和幸
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２０４号**
茨城県取手市白山５丁目13番５―218号
債務者　横山　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２０９号**
茨城県取手市小文間5554番地
債務者　豊島　恵一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２１１号**
茨城県龍ケ崎市川原代町454番地の１
債務者　石川千恵子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係